

広島県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道広島海田線	広島市南区大州四丁目四〇七番一地从ら 安芸郡府中町茂陰二丁目五〇〇二番一地从らまで	平成二十六年四月七日